

# 社会福祉・介護事業の現場における 労働災害事例と防止対策

- 1 労働災害発生状況
- 2 労働災害事例と防止対策
- 3 化学物質管理の課題と対策

令和8年5月21日（木）

令和8年5月22日（金）

佐賀労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 社会福祉施設の労働災害発生状況

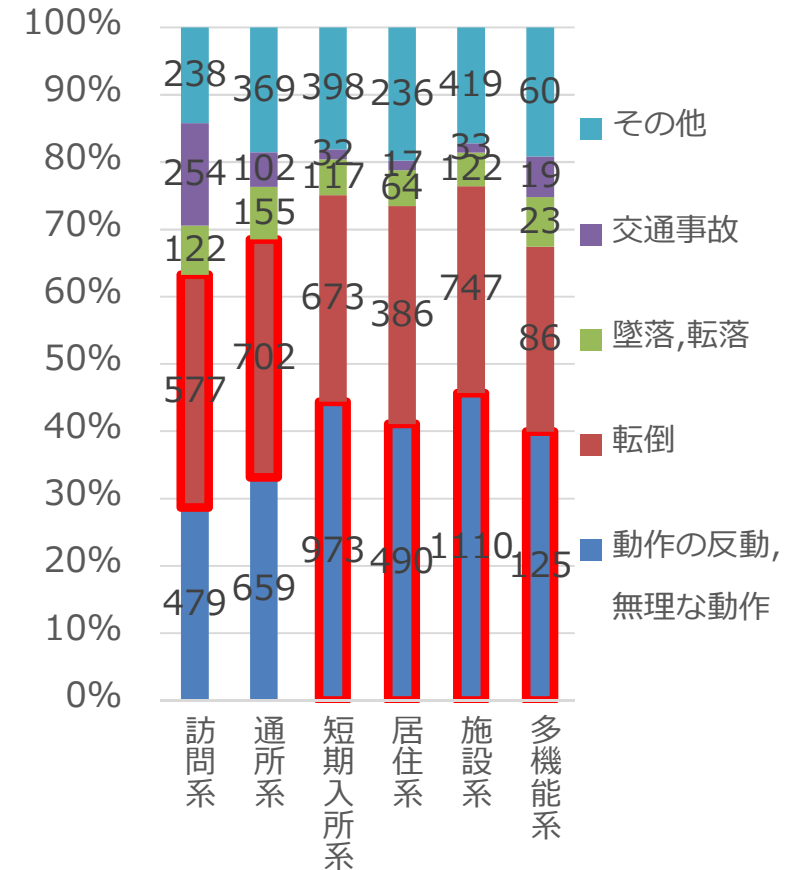
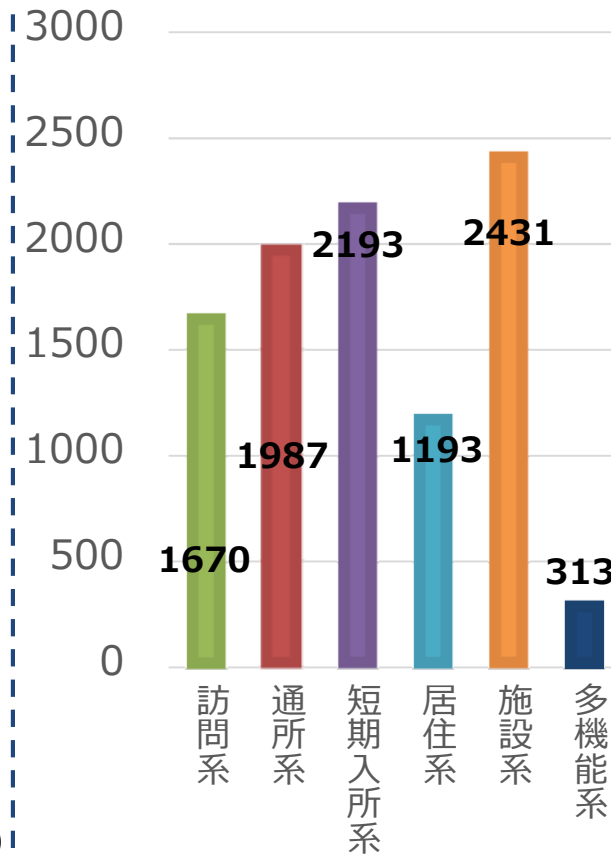
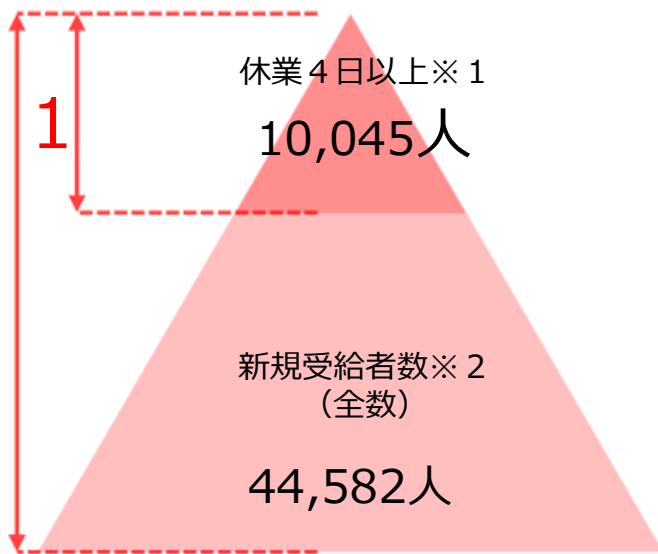
- 社会福祉施設の労働災害（休業4日以上）をサービス系統別で分類すると、施設系サービスを提供する施設が最多
- 事故の型別でみると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、転倒が最多、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、動作の反動・無理な動作が最多

社会福祉又は介護事業の労働災害発生状況

社会福祉施設のサービス系統別死傷者数

社会福祉施設の業態別・事故の型別死傷者数

全体の労働災害は、  
休業4日以上の労働災害の**約4倍**



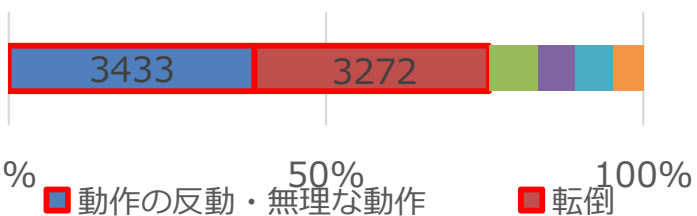
※1 令和元年労働者死傷病報告より  
 ※2 令和元年度労働者災害補償保険事業年報より  
 (新規受給者数は通勤災害を含む年度単位の集計)

出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上の労働災害10,045件をサービス系統別で分類を行った結果、分類できた6,776件について、事業場のサービス系統別に“延べ件数”（複数のサービスを提供している事業場は各系統でカウント）を集計したもの。提供されているサービスが不明なものを除く。

# 社会福祉施設における「動作の反動・無理な動作」

- 社会福祉施設における動作の反動・無理な動作を作業別にみると **介助作業での被災が84%**
- 介助作業をより細かく分類すると、**ベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%**
- 介助作業を一人介助か複数人での介助か分類すると、**一人介助での被災が89%**

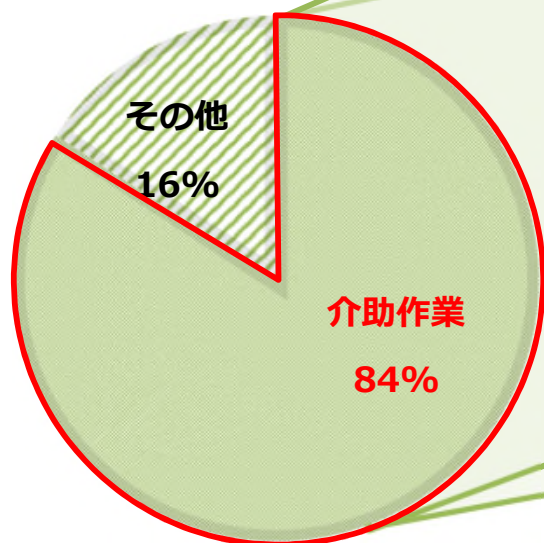
事故の型別



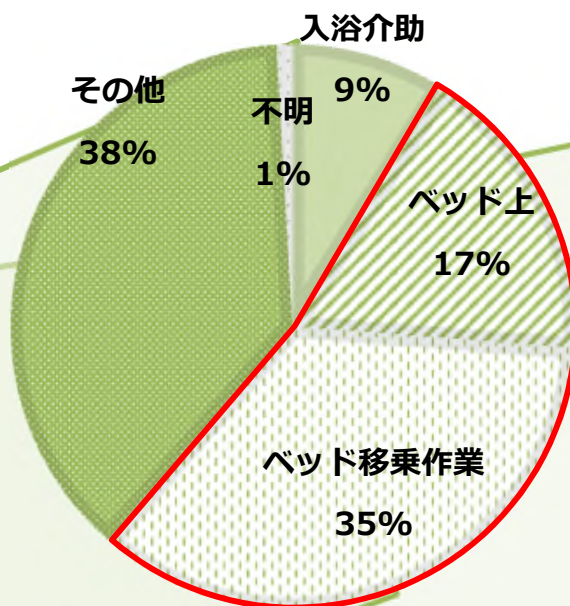
動作の反動・無理な動作が39%、転倒が37%

出典：令和元年労働者死傷病報告より。

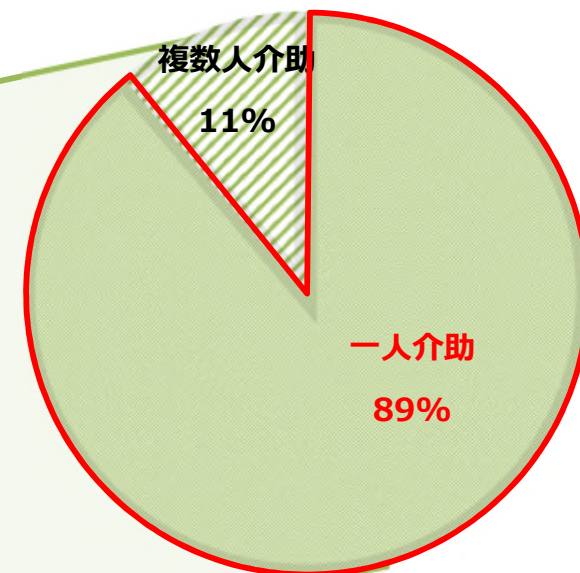
動作の反動・無理な動作 作業別



動作の反動・無理な動作 介助作業別



動作の反動・無理な動作  
一人介助・複数人介助別

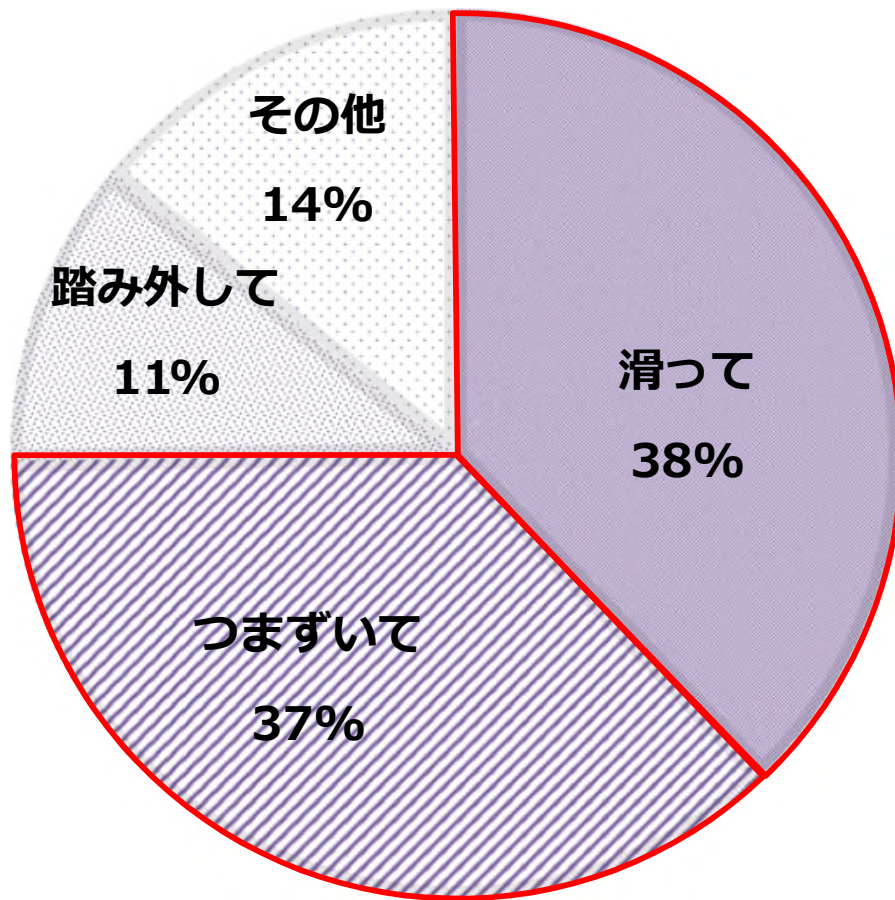


出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上労働災害10,045件から抽出した767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの。

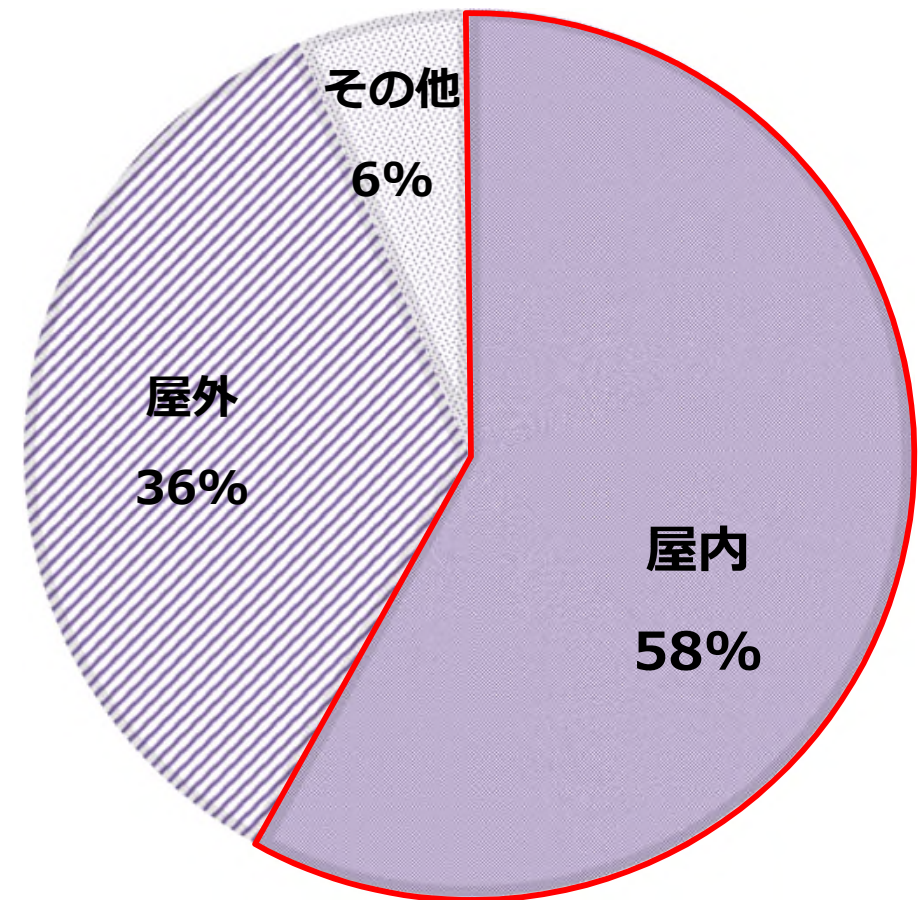
# 社会福祉施設における「転倒」

- 社会福祉施設における転倒を要因別にみると滑りによるものが38%、つまづきによるものが37%
- 場所別にみると、屋内での転倒が58%、屋外での転倒が36%

転倒 要因別



転倒 場所別



# 労働災害事例と防止対策 ①

## 洗濯物を持ち、脱衣所に向かっていたところ、扇風機の電源コードにつまずき、転倒した

業種	社会福祉施設	
事業場規模	30~99人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	通路	
災害の種類(事故の型)	転倒	
被害者数	死亡者数:0人 不休者数:0人	休業者数:1人 行方不明者数:0人
発生要因(物)	物の置き方、作業場所の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	不安全な放置	



原因
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 扇風機の電源コードが、歩行する床にあった</li> <li>2. 被災者は、足元がよく見えないほどの洗濯物を抱え込んでいた</li> <li>3. 被災者は、周辺にいる施設利用者に気をとられ、電源コードに足を引っかけた</li> </ol>



対策
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 扇風機の電源コードは、足を引っかけてしまうことがないように、歩行する床に放置しない</li> <li>2. 配線を、床に固定した躓きにくい形状のモールで覆う</li> <li>3. ホールに洗濯物等の物を運ぶ際は、足元が見えないほど抱え込むことはせず、足元をよく見て歩く</li> <li>4. 転倒災害防止のための指針を整備し、労働者に徹底させる</li> <li>5. 転倒災害防止のための委員会等を組織し、職場における安全衛生教育や研修を定期的実施する</li> </ol>

# 労働災害事例と防止対策 ②

## 入浴介助中、入居者を立位にして支えようとしたところ、支えきれず、入居者を抱えたまま倒れ、壁に激突した

業種	社会福祉施設	
事業場規模	30～99人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	その他の起因物	
災害の種類(事故の型)	転倒	
被害者数	死亡者数:0人 不休者数:0人	休業者数:1人 行方不明者数:0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	その他の不安全な行為	



**原因**

1. 入居者の様態に合わせ、複数で入浴介助を行わず、一人で介助を行った
2. 浴室内手すり、リフト、シャワーチェア、入浴ベルト等の介助器具が設置されていなかった



**対策**

1. 浴室内手すり、リフト、シャワーチェア等を設置し、被介助者の安全及び残存機能維持に配慮した介助を行う
2. 入浴介助の際は、被介助者の介助必要度に応じ、複数の介助者で介助を行う。尚、立位姿勢を支える場合、被介助者自身で姿勢を保持できるのであれば、適正な姿勢が保てるように、被介助者を指導する
3. 臀部を洗浄する際、被介助者の介助必要度に合わせて入浴ベルトを使用して被介助者を抱え、もう一人の介助者が洗浄する
4. 災害報告のための様式を整備し、事業場で発生した災害とその分析を通じた改善策について、労働者に周知徹底を図る
5. 転倒災害防止のための委員会等を組織し、職場における安全衛生教育や研修を定期的実施する

# 労働災害事例と防止対策 ③

## 被介助者の体位交換の際、腰に痛みを感じた

業種	保健・衛生業	
事業場規模	30～99人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	起因物なし	
災害の種類(事故の型)	動作の反動、無理な動作	
被害者数	死亡者数:0人 不休者数:0人	休業者数:1人 行方不明者数:0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	その他及び不安全な行動のないもの	



### 原因

1. 被介助者に十分身体を近づけることなく体位交換を行った
2. 腰部に負担をかけることのない程度まで、ベッドの高さを上げることなく体位交換を行った
3. スライディングボードやスライディングシート等、介助を補助する器具を使用しなかった

### 対策

1. 体位交換の際、被介助者が介助者の身体から遠いところにあると、腰への負担がその距離に応じて大きくなるため、常に被介助者に介助者の身体を近づける
2. 持ち上げる動作の際は、膝を曲げた姿勢から下肢を伸ばす筋力を使うことを心掛け、上体を起こす力だけで持ち上げない
3. 体位交換等ベッドにおける介助作業は、腰部への負担を軽減するため、ベッドの高さを上げるように配慮する
4. スライディングボードやスライディングシート等の補助具を利用する、被介助者の自然な動きや残存能力を活かすなどの介助を行い、腰部への負担軽減を図る

# 労働災害事例と防止対策 ④

## 高齢者通所介護施設におけるトイレ介助の際、腰痛を発症した

業種	社会福祉施設	
事業場規模	-	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	起因物なし	
災害の種類(事故の型)	動作の反動、無理な動作	
被害者数	死亡者数:0人 不休者数:0人	休業者数:1人 行方不明者数:0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	その他及び不安全な行動のないもの	



**原因**

1. トイレ誘導は、腰部に著しく負担がかかる介助であるにもかかわらず、スタンディングマシン等の福祉用具を活用しなかった



**対策**

1. 介助にあたり、個々の介助作業（移乗、入浴、トイレ、おむつ交換、食事、移動等）毎に、利用者の状態、福祉用具の有無、介助作業の環境（広さ、配置）等に応じた作業標準を策定すること。尚、作業標準の策定については、厚生労働省による「介護作業者の腰痛予防チェックリスト」を参照の
2. 利用者が維持している機能はそれぞれ異なることから、まず、立位保持、座位保持が可能かどうか、全介助が必要かどうかについて確認
3. 頭部保持、及び手・腕の残存機能等を合わせて確認し、利用者には、可能な範囲で介助への協力をお願い
4. 利用者の抱きかかえ等に伴う腰部負担の低減のため、利用者の残存機能に応じ、スタンディングマシン、スライディングボード、スライディングシート、リフト等福祉用具を利用
5. 利用者の心身の状態は日々変化するため、適用する作業標準は、利用者の状況により適宜見直す
6. チェックリスト、作業標準及び利用者の心身の状態を勘案したリスクアセスメントを行うことにより、腰痛発生のリスクの低減を図る
7. 労働安全衛生マネジメントシステムを通じ、よりリスクを低減することのできる方法を、介護施設の運営責任者が率先して取り組み、介助の改善を図る

# 労働災害事例と防止対策 ⑤

## 小型バンで作業者を送迎中、運転を誤って道路脇の排水路に転落

業種	鉄道・軌道・水運・航空業	
事業場規模	30～99人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	トラック	
災害の種類(事故の型)	交通事故(道路)	
被害者数	死亡者数:0人 不慮者数:0人	休業者数:3人 行方不明者数:0人
発生要因(物)	交通の危険	
発生要因(人)	無意識行動	
発生要因(管理)	その他	



### 原因

1. 運転者が運転中に前屈みになり、ハンドル操作を誤ったこと（Aは運転中に喫煙していたタバコを落とし、それを拾うために前屈みになり、ハンドル操作を誤った）
2. バンの車内でシートベルトをしていなかったこと（バンに乗っていた3人はいずれもシートベルトをしていなかったため、バンが排水路に転落した衝撃で負傷した）
3. 運転者が長時間労働を行っていたこと（Z社の所定労働時間は7.5時間であるが、残業時間は最近3カ月間の月平均が100時間を超えていた。さらに、作業終了時間はほとんど深夜の上、Aは往復の運転を含めると日平均で約16時間の労働を行っていたことも運転を誤った一因として否定できない）

### 対策

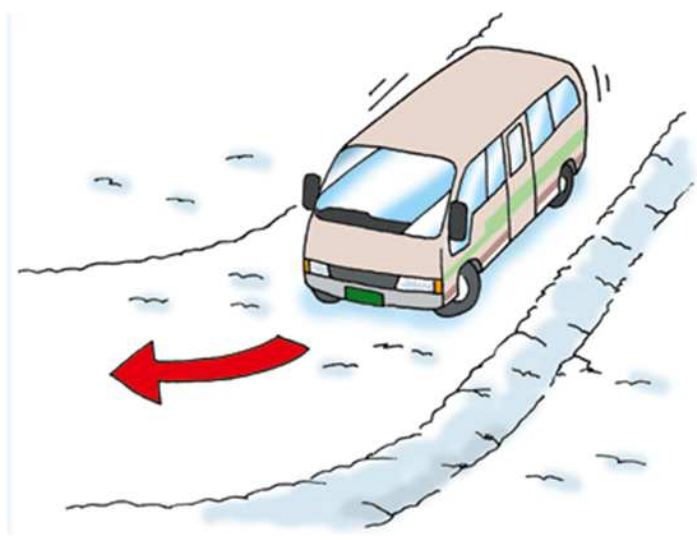
1. 運転手に対して適切な交通安全教育を実施すること（運転業務に従事する作業者に対し、交通KYT等の交通安全教育を実施し、運転中の喫煙やわき見運転の防止を図る）
2. 車両に乗車する者には、シートベルトを着用させること（車両に乗車する者には、乗車位置に関わらず必ずシートベルトを着用することを徹底する）
3. 作業者の長時間労働を防止すること（作業者の残業時間が長時間とならないように、必要な人員の配置、就業場所の変更、作業の転換、深夜業の回数の減少等の措置を講じる。特に、自動車運転以外の作業を行い、当該作業を終了した作業者を運転業務に就かせる場合、自動車運転以外の作業を軽減するように配慮する）



# 労働災害事例と防止対策 ⑥

## 送迎用マイクロバスで走行中、雪道でスリップし、道路わきに横転

業種	肉製品、乳製品製造業	
事業場規模	300~999人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	乗用車、バス、バイク	
災害の種類(事故の型)	交通事故(道路)	
被害者数	死亡者数:0人 不休者数:0人	休業者数:6人 行方不明者数:0人
発生要因(物)	作業環境の欠陥(部外の)	
発生要因(人)	危険感覚	
発生要因(管理)	不意の危険に対する措置の不履行	



### 原因

1. 十分減速することなく、カーブに進入したこと（マイクロバスは、制限速度で走行していたが、カーブの手前で十分減速しなかったため、凍結して粉雪が積もった路面でスリップし、横転した。マイクロバスはスタッドレスタイヤを装着していたが、現場は凍結路面の上に粉雪が積もったカーブで、スタッドレスタイヤではスリップを防ぐことができなかった）
2. 会社として、交通安全教育や交通事故防止のための取り組みをしていなかったこと（Z社では、自家用車で通勤する者を含め自動車による通勤が全てであったのに、マイクロバスの運転者を含め交通安全に対する安全教育を実施していなかった。また、会社として交通事故防止のための取り組みもしていなかった。このため、雪道での安全運転、チェーンの装着等について運転手の認識が不十分であった）

### 対策

1. 交通安全について会社としての取り組みを行うこと  
 会社の経営者は、従業員の自動車による通勤時を含めた交通安全のため、次のような取り組みを行うことが重要である。
  - ① 道路の危険マップの作成（事業場の周辺には積雪や凍結による事故を含め交通災害が発生しやすい場所があるので、その情報の収集および自動車運転者のヒヤリ・ハット経験の報告等をもとに道路の危険マップを作成し、通勤用バスの運転者および自家用車による通勤者に示して、運転時の注意を呼びかける）
  - ② 自動車運転者に対する交通安全教育を実施すること（自動車を運転する者に対しては、定期的に交通安全についての教育を実施する。特に、積雪、路面凍結のおそれのある地域においては、使用するタイヤの交換、チェーンの装着、急ブレーキを使わなくても良い安全速度の保持、カーブに入る前の減速運転、交通KY等について実地訓練を含めた交通安全教育を実施する）



# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです。

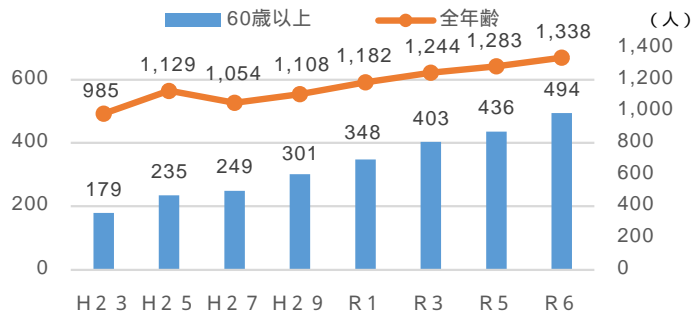
請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

## 背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(令和6年は36.9%)

<佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移>

資料：労働者死傷病報告(休業4日以上) 新型コロナウイルス感染症除く

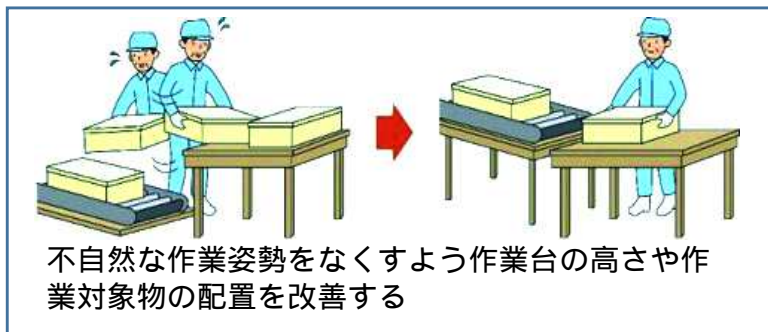
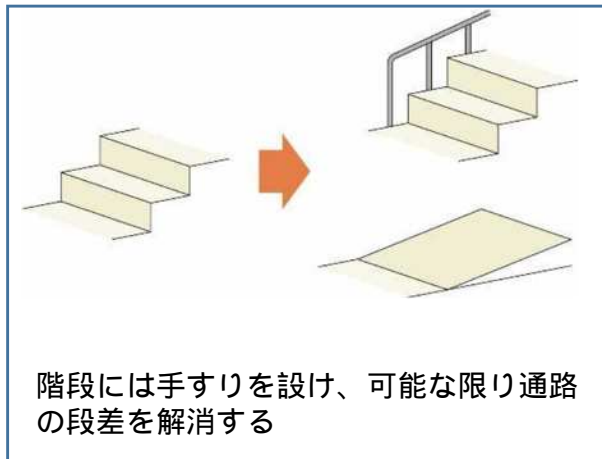


## 1. 事業者求められる取組

### (1) 職場環境の改善(身体機能の低下を補う設備・装置の導入)

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

対策の例



## (2) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### 健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする

### 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動      ロコモティブシンドローム

## (3) 安全衛生教育

### 高年齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う

### 管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



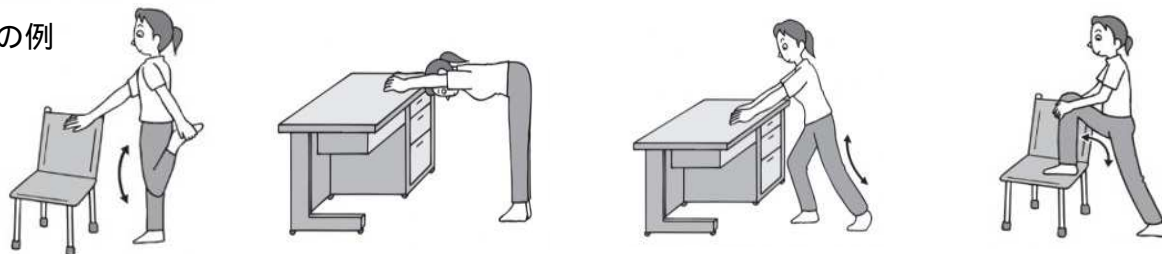
転倒・腰痛防止視聴覚機材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）他



**労働者に求められる取り組み：**事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

### 対策の例



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用（令和7年度より総合対策コースが新設）
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

### 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

### 中央労働災害防止協会ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>



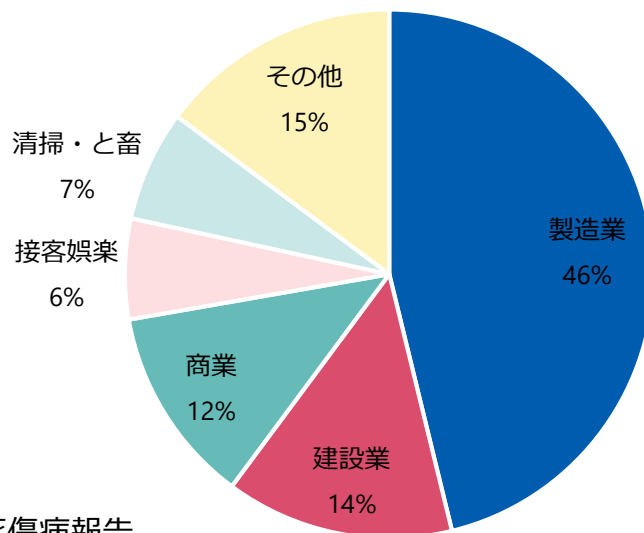
# 職場における化学物質管理の課題（全国版）

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

＜化学物質による労働災害発生状況（令和3年）＞

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
引火性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
<b>合計</b>	<b>472</b>

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約500件発生

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

○ 作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分**と評価された事業場の割合が増加傾向。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

# 職場における化学物質管理の課題（佐賀局版）

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害は全体の約6割

<化学物質による労働災害発生状況（平成26年度から令和5年度まで）>

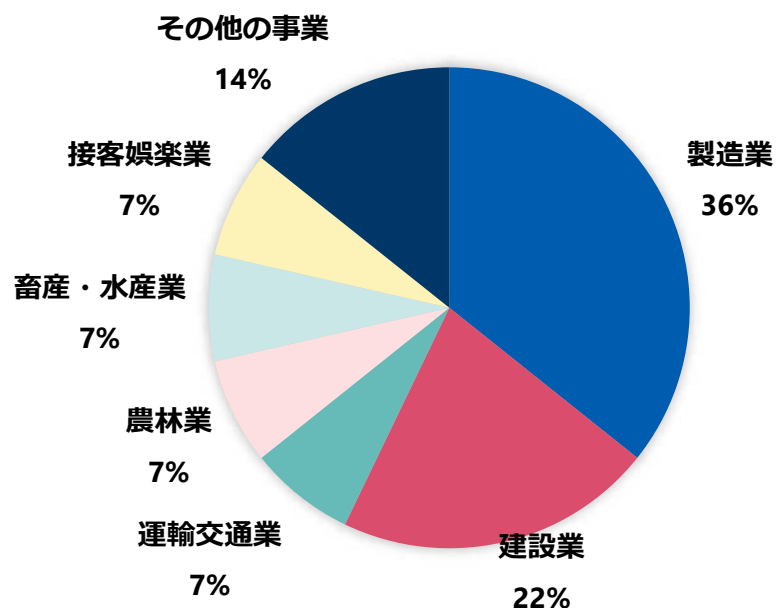
	件数 (25件)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	11件(44%)	9件	0件	2件
特定リスクアセスメント対象物	9件(32%)	3件	1件	5件
判断不明（物質名が特定できていないもの）	5件(24%)	1件	0件	4件
合計	25件（100%）	13件 (52%)	1件 (4%)	11件 (44%)

資料：労働者死傷病報告

事業場における  
自律的な管理活動

死傷病報告に、物質名が特定されないまま提出されているものがある。

<業種別労働災害発生状況>



全業種

製造業のみならず、**建設業、運輸交通業、農林水産業、接客娯楽業**において、化学物質の労働災害が発生している

# 職場における化学物質による職業性疾病事例

## 職場のあんぜんサイトから（災害発生事例）

### ガスコンロの不完全燃焼で一酸化炭素（CO）中毒

業種	その他の小売業	
事業場規模	5～15人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	危険物、有害物等	
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触	
被害者数	死亡者数：0人 不休者数：0人	休業者数：2人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥	
	職場的原因	

ガスコンロではなく、  
電気コンロ？

換気装置をつけ忘れたときに稼働するガス探知機、警報機を付けるか？

ガスコンロの仕様に合わない寸法

教育は行われていたが作業者が換気装置を稼働させていなかったこと

日常のガス使用時の作業標準が作成されていなかったこと



#### 対策

作業のリスクアセスメントを行い、リスク低減措置を実施すること

ガス使用時の作業標準を定め、作業者に周知すること

作業者に対し、不完全燃焼及び不完全燃焼より発生する一酸化炭素による中毒の危険性と、一酸化炭素中毒に対する予防措置などを十分に教育すること

# 職場における化学物質による職業性疾病事例

## 職場のあんぜんサイトから（災害発生事例）

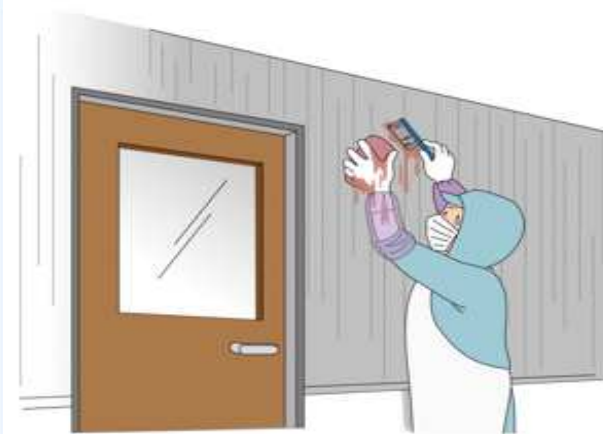
### 壁面に付着したカビや油分をこすり落とす作業中、 次亜塩素酸ナトリウムによる化学熱傷を負う

業種	食料品製造業
事業場規模	100～299人
機械設備・有害物質の種類(起因物)	危険物、有害物等
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触
被害者数	死亡者数：0人 不休者数：0人 休業者数：4人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥
	職場的原因
	保護具、服装の欠陥

労働者が使用する  
洗剤のSDSは取り  
寄せていたか？

不慣れな労働者が安全に作業を遂行できる作業標準が作成されておらず、またこれに基づいた作業が実施されていなかったこと

作業状況に応じた保護具が選定されず、着用方法についても明確に定められていなかったこと



#### 対策

作業に関するリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を講じること

使用説明書の内容を遵守した作業標準を作成すること

次亜塩素酸ナトリウムに関する化学的性質、有害性、取扱上の注意事項等について、関係作業者に十分な教育を実施すること

# 職場における化学物質による職業性疾病事例

## 職場のあんぜんサイトから（災害発生事例）

### 次亜塩素酸ナトリウムを加湿器に誤って投入したことによる中毒

業種	社会福祉施設	
事業場規模	16～29人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	有害物	
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触	
被害者数	死亡者数：0人 不休者数：0人	休業者数：1人 行方不明者数：0人
発生要因(物)		
発生要因(人)		
発生要因(管理)		

知らない、分からないまま使うこと  
のリスク

#### 原因

薬品の使用方法についての情報共有が不足していたこと  
異臭がする際の対策が検討されていなかったこと  
容器の外観や名称が似ていたため、化学物質を取り違えたこと

#### 対策

次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムのような、名称が似ているが異なる物質について、使用時の注意事項を明確に掲示し、手順書を作業者で共有して作業を行う

外観や名称が似た化学物質の取り違えが起こらないように、収納場所を別にし、それぞれ目立つ場所にラベルを貼る。こぼれた薬品や時間経過によりラベルが色褪せた場合は速やかに貼りかえ、取り違えを防止する

福祉施設や病院等の交代勤務のある職場では、特に注意して情報共有を行う



# ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。  
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされてきました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。  
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ス  
ト  
レ  
ス  
は  
見  
え  
ま  
せ  
ん  
。  
チ  
ェ  
ッ  
ク  
し  
ま  
し  
よ  
う  
。

## ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

# ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



## 小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。  
※**マニュアルの簡略版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP  
(ストレスチェック)



### 専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県  
さんぽセンター

### サポートダイヤル

**ストレスチェック制度サポートダイヤル**では、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：  
0570-031050  
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：  
平日10時～17時  
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人  
労働者健康安全機構

### 「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト  
「こころの耳」

# 病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

**改正労働施策総合推進法**（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

**治療と就業の両立支援指針**（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



## 病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

## 治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

## 両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

# 指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

## 治療と就業の両立支援指針

### 留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

### 両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備 (例：時間単位の有給休暇、病欠休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)

### 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：  
「勤務情報提供書」  
「主治医意見書」  
「両立支援カード」  
「両立支援/職場復帰支援プラン」

#### ③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



### 両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・指針に沿った取組の**実践的ガイダンス**
- ・**企業の取組事例**

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



### 両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

**両立支援コーディネーター養成研修**はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



### 専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- ・事業主と労働者との個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



### 地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。